

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育発展のために御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和 60 年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2 分の 1」から「3 分の 1」に引き下げられ、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は OECD 加盟国の中で日本は最下位となっています。

現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担がなくなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子供たちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。そこで、本市議会は、下記事項が速やかに実施されるよう要請します。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2 分の 1 以上に）拡充すること。
- 一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職員として拡充できるようにすること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組むすぐれた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。

一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 27 日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、文部科学大臣